

毎週月・水・金曜日発行

# 富山県報

令和6年7月29日

月曜日

第5261号

## 目次

### 告示

○学校法人の行う収益事業の種類についての一部改正	1
○県営土地改良事業変更計画に関する書類の縦覧	2

## 告示

### 富山県告示第319号

学校法人の行う収益事業の種類についての一部改正について

学校法人の行う収益事業の種類について（平成19年富山県告示第169号）の一部を次のように改正し、公表の日から施行する。

令和6年7月29日

富山県知事 新田 八朗

第1項中「収益事業（）」の次に「当該学校法人の設置する学校の教育の一部として又はこれに付随して行われる事業を除く。」を加える。

第1項第2号中「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）」の次に「第2条各項（第2項、第3項及び第12項を除く。）」を加える。

第1項第4号を次のように改める。

(4) 自己の名義をもって他人に行わせるもの

第2項中「日本標準産業分類（平成19年総務省告示第618号）」を「統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類（次項において「日本標準産業分類」という。）」に改める。

第2項第5号中「武器製造業」を「武器製造業」に関するものに改め、同項第10号中「金融業、」を削り、「保険媒介代理業及び保険サービス業」を「保険媒介代理業」及び「保険サービス業」に関するものに改め、同項第11号中「建物

売買業及び土地売買業」を「建物売買業、土地売買業」に関するものに改め、同項第13号中「料亭、酒場、ビヤホール及びバー、キャバレー、ナイトクラブ」を「料亭」、「酒場、ビヤホール」及び「バー、キャバレー、ナイトクラブ」に関するものに改め、同項第14号中「遊戯場」を「遊戯場」に関するものに改める。

第3項を削り、第4項を第3項とする。

(学術振興課)

## 富山県告示第320号

県営土地改良事業変更計画に関する書類の縦覧について

県営五ヶ用水地区土地改良事業変更計画を定めたので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和6年7月29日

富山県知事 新田 八郎

### 1 縦覧に供すべき書類

県営五ヶ用水地区土地改良事業変更計画書の写し

### 2 縦覧の期間

令和6年7月29日から

令和6年8月27日まで

### 3 縦覧の場所

上市町役場

## 教示

- この土地改良事業変更計画に不服があるときは、縦覧の期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、富山県知事に対して審査請求をすることができます。
- この土地改良事業変更計画に不服があるときは、土地改良法の規定により、1の審査請求に対する裁決を経た場合に、当該裁決があったことを知った日の

翌日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県知事となります。）、当該審査請求に対する裁決の取消しの訴えのみ提起することができます。

## 富山県告示第321号

県営土地改良事業変更計画に関する書類の縦覧について

県営広田用水地区土地改良事業変更計画を定めたので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和6年7月29日

富山県知事 新 田 八 朗

### 1 縦覧に供すべき書類

県営広田用水地区土地改良事業変更計画書の写し

### 2 縦覧の期間

令和6年7月29日から

令和6年8月27日まで

### 3 縦覧の場所

富山市役所

## 教示

- この土地改良事業変更計画に不服があるときは、縦覧の期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、富山県知事に対して審査請求をすることができます。
- この土地改良事業変更計画に不服があるときは、土地改良法の規定により、1の審査請求に対する裁決を経た場合に、当該裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県知事となります。）、当該審査請求に対する裁決の取消しの訴えのみ提起することができます。

**富山県告示第322号**

県営土地改良事業変更計画に関する書類の縦覧について

県営芹谷野2期地区土地改良事業変更計画を定めたので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和6年7月29日

富山県知事 新 田 八 朗

**1 縦覧に供すべき書類**

県営芹谷野2期地区土地改良事業変更計画書の写し

**2 縦覧の期間**

令和6年7月29日から

令和6年8月27日まで

**3 縦覧の場所**

射水市役所、高岡市役所、砺波市役所

**教示**

- この土地改良事業変更計画に不服があるときは、縦覧の期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、富山県知事に対して審査請求をすることができます。
- この土地改良事業変更計画に不服があるときは、土地改良法の規定により、1の審査請求に対する裁決を経た場合に、当該裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県知事となります。）、当該審査請求に対する裁決の取消しの訴えのみ提起することができます。